

1 注意事項

(1) 掲載事項について

この名簿は、令和5年4月1日現在、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、千葉県知事の許可を受けている産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者について掲載したものです。

(2) 名簿使用上の注意事項

ア この名簿は、**令和5年4月1日現在**で作成したものです。

その後、事業範囲の変更、廃止等が行われた場合があります。

イ **許可番号**は、11桁の「全国統一番号」です。このうち下6桁は処理業者の固有番号であって、他の都道府県・政令市で許可を取得される場合も同じ番号となります。

ウ 取扱廃棄物種類欄では、その記述が長くなる場合、次のとおり表示を省略しています。

政令第2条第13号に該当する産業廃棄物を処分するため処理したもの ⇒ 「処理したもの」 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⇒ 「ガラス・コンクリート・陶磁器」

エ 名簿に記載される許可品目は、廃棄物種類コードにて表示していますので、コード表(3、4ページ)を参照してください。

オ 処理業者は五十音順に掲載しています。

(3) その他

処理業者の**許可内容の確認**については、**千葉県環境生活部廃棄物指導課**で回答します。

また、産業廃棄物排出事業者などが、処理委託の関係で**収集運搬業者又は処分業者の紹介**を希望される場合は、**一般社団法人千葉県産業資源循環協会**へお問い合わせ願います。

【許可内容の確認】

千葉県環境生活部廃棄物指導課(産業廃棄物指導室)

TEL 収集運搬:043-223-2654

中間処理:043-223-2655

最終処分:043-223-2697

【処理業者の紹介】

一般社団法人 千葉県産業資源循環協会

TEL 043-239-9920

2 産業廃棄物処理業者許可業者数

令和5年3月31日現在において、千葉県知事の許可を得ている産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る許可業者数は次表のとおりです。

	産業廃棄物処理業者数								特管産廃処理業の許可のみ有する処理業者数	合計
	業の区分	収運	中間	最終	収運+中間	収運+最終	中間+最終	収運+中間+最終		
特別管理産業廃棄物処理業者数	収運	763			30	1			81	875
	中間		9					1	2	12
	最終					1				1
	収運+中間				19					19
	収運+最終									0
	中間+最終									0
	収運+中間+最終									0
	産廃処理業の許可のみ有する処理業者数	10,314	59	3	161	2		1		10,540
合計	11,077	68	3	210	4	0	2	83	11,447	

(注) 表の見方について

- ① 産業廃棄物処理業者数については「列」方向に、特別管理産業廃棄物処理業者数については「行」方向に示してあります。
- ② 業の区分では、「収運」は収集運搬業、「中間」は中間処理業、「最終」は最終処分業を示します。

したがって、産業廃棄物処理業者として収集運搬業と中間処理業の許可を受けており、かつ特別管理産業廃棄物処理業者として収集運搬業のみ許可を受けている業者数は、「収運+中間」の列で、「収運」の行にある数値「30」が該当します。

3 廃棄物種類コード表

コード	廃棄物種類	コード	廃棄物種類	コード	廃棄物種類	コード	廃棄物種類
0	限定なし	17	1,1-ジクロロエチレン	106	下水道汚泥	123	廃発泡スチロール
1	揮発油類、灯油類、及び軽油類	18	シス-1,2-ジクロロエチレン	107	焼却可能なもの	124	塗料かす
2	水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの	19	1,1,1-トリクロロエタン	108	無機性汚泥	125	ポリ塩化ビニル以外
3	水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの	20	1,1,2-トリクロロエタン	109	有機性汚泥	126	合成ゴム
4	水銀又はその化合物	21	1,3-ジクロロプロペン	110	メッキ汚泥	127	動物性なもの
5	カドミウム又はその化合物	22	チウラム	111	タールピッチ	128	植物性なもの
6	鉛又はその化合物	23	シマジン	112	廃溶剤	129	レンガくず
7	有機燐化合物	24	チオベンカルブ	113	油水分離・焼却可能なもの	130	岩綿くず
8	六価クロム化合物	25	ベンゼン	114	油水分離可能なもの	131	電炉さい
9	砒素又はその化合物	26	セレン又はその化合物	115	蒸留可能なもの	132	レンガくず系のもの
10	シアン化合物	27	ダイオキシン類	116	廃定着液	133	廃コンクリート電柱
11	PCB	28	1,4-ジオキサン	117	廃薬品	134	コンクリートくず
12	トリクロロエチレン	101	再利用可能なもの	118	中和可能なもの	135	アスファルトくず
13	テトラクロロエチレン	102	含油汚泥	119	廃現像液	136	水溶性アルコール類
14	ジクロロメタン	103	含油汚泥を含むもの	120	メッキ廃液	137	廃硫酸
15	四塩化炭素	104	建設工事に係る汚泥	121	廃フィルム	138	廃塩酸
16	1,2-ジクロロエタン	105	廃触媒	122	廃タイヤ	139	品目限定あり

廃棄物種類コード表

コード	廃棄物種類	コード	廃棄物種類
140	滅菌処理可能なもの	155	石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く
141	自動車等破砕物を除くもの	156	水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く
142	自動車等破砕物を含むもの	157	石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む
143	廃自動車	158	水銀使用製品産業廃棄物を含む
144	自動車等破砕物を含む	159	水銀含有ばいじん等を含む
145	廃自動車等	160	水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む
146	石綿含有産業廃棄物を含む	161	石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む
147	石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く	162	石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む
148	判定基準に適合しないもの及び特定有害産業廃棄物を除く	199 又は他	その他
150	石綿含有産業廃棄物及び自動車等破砕物を含む		
151	特定家庭用機器廃棄物		
152	低濃度 PCB 廃棄物		
153	石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む		
154	自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む		